

平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑及び不正投票疑惑に関する捜査要望書

藤代町議会は、去る平成3年8月4日に執行された藤代町議会議員一般選挙において発生した、下記疑いについて平成3年9月19日以来、地方自治法第98条に基づき調査特別委員会を設置し、疑惑の徹底的な解明を行うべく慎重に審議をつくしました。

執行部の協力により秘密会を開き、疑惑に関する書類等の検閲、検査の結果、疑惑がより濃厚になり、事実として存在したのではないかと、調査特別委員会の全委員が判断するにいたりました。

しかしながら、地方自治法第98条に基づく調査特別委員会には、行政事務に関する書類の検閲、検査権があるのみで、証人喚問権や告発権が存しないため、人権保護や守秘義務の厚い壁に阻まれ、これ以上進めた事実の究明が不可能であります。

調査特別委員会では、一部の委員より地方自治法第100条に基づく調査特別委員会の設置をすべきである旨の主張も

強力にされましたが、委員の行き過ぎた調査による人権侵害の危険性があること、さらに、これ以上の時間を掛けるわけには行かないこと等の理由により、地方自治法第100条に基づき調査特別委員会の設置を断念した次第であります。

上記の経緯を踏まえ、藤代町議会としては、民主主義の根幹に関わる重大事と判断し、下記疑惑についてこれ以上の究明は捜査権のある貴職にお委ねし、一日も早く事実の解明をはかって頂きたく、ここに厳正なる捜査を実施されたく要望する次第であります。

記

1. 平成3年8月4日執行藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑について。
1. 平成3年8月4日執行藤代町議会議員一般選挙における不正投票疑惑について。

以上

平成3年10月23日

茨城県取手警察署長

来栖 武雄 殿

藤代町議会議長 坂本 守